省令

○厚生労働省令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）